

銚田市告示第 16 号

銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 12 日

銚田市長 岸田 一夫

銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格の高騰に伴う生産資材の値上がりや、農林水産物の需要と価格が低迷し、農林水産業経営が大きな影響を受けていることから、諸材料費・荷造運賃手数料に要する経費に対し、予算の範囲内において銚田市農業物価高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、この要綱に定めるもののほか、銚田市補助金等交付規則（平成 17 年銚田市規則第 37 号）に定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、市内に在住する農林水産業を営む者とする。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、令和 6 年分諸材料費・荷造運賃手数料の合計が 50 万円以上の場合に別表の区分で支援する。

(支援金の交付申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、直近の農業所得用収支内訳書若しくは直近の農業収支計算台帳（法人の場合は、直近に確定した決算書）を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

(支援金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は支援金の交付を決定する場合において必要があると認めたときは、申請者に対し条件を付することができる。

(支援金の決定の取り消し及び返還)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返金を命ずることができる。

(1) 支援金の交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により提出した書類に虚偽の事実を記載したとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(証拠書類等の保存)

第7条 支援金の交付を受けた者は、当該支援事業に係る帳簿その他の書類を整理し、支援事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行)

1 この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

区分	支援額
令和6年分諸材料費・荷造運賃手数料の合計 50万円以上100万円未満	2万円
100万円以上500万円未満	3万円
500万円以上1,000万円未満	5万円
1,000万円以上2,000万円未満	7万円
2,000万円以上	10万円

備考

- 1 個人については、令和6年分の確定申告書類により算定する。
- 2 法人については、直近に確定した決算書類により算定する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

受付日	受付番号

令和 年 月 日

銚田市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

㊞

電 話 番 号

銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書

銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

また、交付決定があった後は、支援金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

1 事業内容

支援対象額	令和 6 年分諸材料費・荷造運賃手数料の合計 支援対象額 円
-------	-----------------------------------

2 交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

令和 6 年分の農業用収支内訳書若しくは、令和 6 年分の農業収支計算台帳  
法人の場合は、直近に確定した決算書（諸材料費、荷造運賃手数料がわかるもの）

4 振込口座

金融機関	銀行	信金	本店	支所
	農協	信組		
預金種別	普通 ・ 当座		口座番号	
(フリガナ)				
口座名義人				

5 誓約事項

令和 7 年以降も営農等を継続します。

様式第 2 号（第 5 条関係）

銚農振第 号  
令和 年 月 日

様

銚田市長

銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった銚田市農業物価高騰対策事業支援金については、下記のとおり交付することに決定したので、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

※本支援金は確定申告時の所得の対象となります。確定申告を行う際は申告漏れの無いようご確認ください。

様式第3号（第6条関係）

銚農振第 号  
令和 年 月 日

様

銚田市長

銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付銚農振第 号で交付決定した銚田市農業物価高騰対策事業支援金については、下記の理由により当該交付決定を取り消すこととしたので、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

取消理由